

山梨県公報

第二千二百七十三号

平成二十四年

十一月一日

木曜日

目次

告示

道路の区域変更(四件)……………六二五

道路の供用開始……………六二六

公告

生活保護法に基づく指定医療機関の指定……………六二七

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止……………六二九

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出……………六三〇

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出……………六三一

生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出……………六三二

生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出……………六三四

指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)……………六三五

公共測量の終了……………六三七

甲府都市計画道路事業の施行について……………六三七

企業局

山梨県営石和温泉給湯規程の一部を改正する規程……………六三七

人事委員会

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………六四二

公安委員会

一般競争入札について……………六四二

落札者等の決定について……………六四四

告示

山梨県告示第三百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十四年十一月二十二日まで一般の縦覧

に供する。

平成二十四年十一月一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		旧	新		
南巨摩郡早川町大字初鹿島字初鹿島九七四番の二地先から	南巨摩郡早川町大字初鹿島字初鹿島早川右岸堤防敷地先まで	八・二丁	八・二丁	三三・一	二八〇・〇
		三三・一	三三・一		
南巨摩郡早川町大字初鹿島字初鹿島早川右岸堤防敷地先まで	南巨摩郡早川町大字初鹿島字初鹿島早川右岸堤防敷地先まで	七・二丁	七・二丁	三三・一	二七八・〇
		三三・一	三三・一		
新			八・二丁	三三・一	二八〇・〇

山梨県告示第三百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十四年十一月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三〇〇号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		旧	新		
南巨摩郡身延町常葉字石等山一七七一番地先から	南巨摩郡身延町常葉字石等山一七七一番地先から	一一・〇	一一・〇	三三・〇	一八六七・〇
		三三・〇	三三・〇		

南巨摩郡身延町常葉字出口三二〇六番の二地先まで	新	五・〇 八・五	八三〇・〇
南巨摩郡身延町常葉字林際二六三八番地先から 南巨摩郡身延町常葉字出口三二〇六番の二地先まで	新	二二・〇 三七・〇	一八六七・〇
南巨摩郡身延町常葉字石等山一七七一番地先から 南巨摩郡身延町常葉字出口三二〇六番の二地先まで	新	八・二 八・五	四〇・〇

山梨県告示第三百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年十一月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大幡初狩線
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内 正 明

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
大月市初狩町中初狩字子神沢二八七七番の一地先から 大月市初狩町中初狩字岩名二五二〇番の一	旧	五・六 三五・四	五五九・三

地先まで

新	二一・四 四八・八	五六〇・〇
旧	一一・四 四八・八	五六〇・〇

山梨県告示第三百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年十一月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大幡初狩線
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内 正 明

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
大月市初狩町中初狩字下丸田三〇五三番の一地先から 大月市初狩町中初狩字下丸田三〇三二番の一地先まで	旧	六・〇 四七・五	二二五・〇
	新	一一・九 四七・五	二二三・八
	新	八・二 三八・〇	二二三・八

山梨県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年十一月二十二日まで一般の縦覧に供する。

日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月一日

山梨県知事

横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	金山大月線	大月市賑岡町大字浅利字サスビ ラ一〇七〇番の二地先から 大月市賑岡町大字浅利字むかい 七〇八番の一 địa先まで	二二四・〇	平成二十四 年十一月一 日

公 告

● 生活保護法に基づく指定医療機関の指定
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり
医療機関を指定した。

平成二十四年十一月一日

山梨県知事 横内正明

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
武居医院	甲府市美咲一丁目十一番十五号	平成二十三年三月五日
中村眼科	中巨摩郡昭和町常永土地区画整理 地内一街区イオンモール甲府昭和 店一階	平成二十三年三月十一 日
なかむら内科クリニック	甲府市武田三丁目三番十一号	平成二十三年四月一日
三井歯科クリニック	北杜市須玉町若神子三千九十四番 地	
加納岩歯科医院	山梨市上神内川千百三十五番地一	

メロディー調剤薬局笛 吹店	笛吹市石和町四日市場二千三十一 番地二十八	
いいのクリニック	韮崎市本町二丁目十四番十五号	
ウエルシア薬局甲府富 竹店	甲府市富竹二丁目一番二十一号	
ほそだクリニック	甲府市長松寺町一番地三	平成二十三年四月十一 日
米山おとなこども歯科 クリニック	甲斐市下今井字大無垢理二千八百 二十七番地	平成二十三年四月十四 日
まつしたこどもクリニ ック	中巨摩郡昭和町清水新居千二百七 十八番地三スペースプロス二階	平成二十三年四月二十 一日
四つ葉薬局塩山店	甲州市塩山下塩後三百三十六番地 七	平成二十三年五月六日
塩山皮フ科	甲州市塩山下塩後三百三十六番地 一	
富士上野原歯科	上野原市上野原千七百五番地杉本 ビル二百一号	平成二十三年五月三十 一日
すずき歯科クリニック	甲府市湯田一丁目十四番八号	平成二十三年六月一日
上條内科クリニック	上野原市大野千二百八十四番地	平成二十三年六月十三 日
わたなべクリニック	大月市猿橋町猿橋百八十四番地	平成二十三年六月二十 九日
たけのこ薬局	甲府市蓬沢町千九十九番地五	平成二十三年七月一日

あさなぎクリニック	甲府市蓬沢町千九十九番地一	
漢方養生クリニック	甲府市丸の内三丁目三十二番十五号	
株式会社けやき至誠堂 けやき調剤薬局	甲府市増坪町五百四十一番地一	
石和武井歯科医院	笛吹市石和町川中島五百八番地	
いちい調剤薬局	韮崎市旭町上條南割三千三百四十四番地二百四十一	平成二十三年七月十二日
みさき薬局武田	甲府市武田三丁目二番十八号	平成二十三年七月二十日
川原医院	上野原市上野原千九百八十四番地	平成二十三年八月一日
健友堂クリニック	甲府市宮原町二百一十一番地一	
小松小児科医院	甲府市池田一丁目十一番七号	
くるみ薬局	甲府市池田一丁目十一番五号	
米永薬局	甲府市下小河原町二百三十一番地四	平成二十三年八月十五日
株式会社ウエノウエノ 塩部薬局	甲府市塩部四丁目四番八号	平成二十三年九月一日
アトム薬局大里店	甲府市宮原町二百一十一番地一	
さいとう内科クリニック	甲府市下石田二丁目一番十五号	
岩下内科医院	韮崎市若宮一丁目二番五十号 韮崎市民交流センター三階	平成二十三年九月五日

イリス薬局	韮崎市若宮一丁目二番五十号 韮崎市民交流センター三階	平成二十三年九月六日
みちだ歯科クリニック	甲府市大里町四千八十九番地二	平成二十三年九月八日
すみれ薬局善光寺店	甲府市善光寺一丁目二十五番五号	平成二十三年十月五日
甲府ファーストデンタルクリニック	中巨摩郡昭和町常永土地地区画整理地内一街区	平成二十三年十月十三日
ここの整形外科	甲斐市西八幡二千九百九十九番地一	平成二十三年十一月一日
大和薬局甲府調剤	甲府市上石田二丁目二十番三号	
エル薬局玉幡公園店	甲斐市西八幡千九百三十七番地一	
八二一歯科	甲府市里吉四丁目九番十三号	
小川歯科医院	甲府市中央一丁目十二番三十三号	平成二十三年十一月五日
有限会社八タノ薬局井戸店	笛吹市石和町井戸百七十七番地四	平成二十三年十二月一日
調剤薬局和み乃昭和店	中巨摩郡昭和町常永土地地区画整理内飯喰千二百六十八番地二百八十二街区二一画地	
日本調剤塩山薬局	甲州市塩山下於曾千百三十一番地十六	平成二十三年十二月二日
日本調剤河口湖薬局	南都留郡富士河口湖町船津七千四百三十八番地	
日本調剤ふじ吉田薬局	富士吉田市上吉田字三枚畠六千五百四十八番地	

日本調剤つる薬局	都留市四日市場三百五十九番地九十二	平成二十三年十二月十一日
日本調剤八幡薬局	山梨市北五百十四番地二	
日本調剤三富薬局	山梨市三富下荻原百四十一番地一	
日本調剤甲府薬局	甲府市和戸町六百八十五番地三	
日本調剤竜王薬局	甲斐市篠原千四百二十五番地六	
いまい眼科	笛吹市石和町井戸百七十七番地一	平成二十三年十二月十一日
医療法人社団野村眼科 医院	都留市四日市場八番六号	平成二十四年一月一日
ウエノさくら薬局	甲斐市富竹新田千四百九十七番地一	
遠藤歯科クリニック	上野原市上野原三千八百五番地	
日本調剤和戸薬局	甲府市和戸町六百二十番地一	平成二十四年一月十四日
みずこし耳鼻咽喉科 クリニック	甲府市和戸町六百二十一番地一	平成二十四年一月十七日
鈴木歯科南甲府クリ ニック	甲府市住吉五丁目十九番七号	平成二十四年二月一日
塩山富士薬局	甲州市塩山下塩後八百九十番地一	平成二十四年三月十三日
ファミリーデンタル クリニック	上野原市上野原千七百五番地杉本ビル百一号	平成二十四年三月二十一日

● 生活保護法に基づく指定施術機関の指定
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術機関を指定した。
平成二十四年十一月一日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	指定年月日
虹の郷治療院昭和店	中巨摩郡昭和町西条五千百四十二番地ビューハイム野中百六	平成二十三年二月一日
ゆうぎ整骨院	甲府市太田町二十一番十五号	平成二十三年四月一日
功力接骨院	甲府市中村町九番地二十四号	
緑が丘公園前整骨院	甲府市緑が丘二丁目一番十一号	平成二十三年四月二十二日
つばさ接骨院	甲斐市宇津谷四百四十五番地一	平成二十三年五月十六日
鈴木治療院	甲府市住吉四丁目十九番一號	平成二十三年五月三十一日
指圧マッサージ鍼灸院 フォレスト	甲府市中小河原一丁目二番二号百四	平成二十三年六月一日
上田整骨院	南アルプス市六科千五百五十一番地二	平成二十三年七月二十日
とば整骨院	韮崎市龍岡町若尾新田五百五十七番地	平成二十三年七月二十九日
くしま整骨院	都留市中央二丁目二番二十四号	平成二十三年八月三日
小笠原整骨院	甲州市塩山西広門田四百五十九番地一百一	平成二十三年八月二十九日

ゆづ整骨院。	甲府市里吉三丁目十番四号	平成二十三年九月一日
あなやま接骨院	韮崎市穴山町五千四百四十二番地	平成二十三年十月七日
かえる堂鍼灸整骨院	甲州市塩山上於曾八百二十一番地	平成二十三年十月十七日
訪問マツサージアース ワゴン	甲州市大和町初鹿野二千五十五番地	平成二十三年十月二十一日
治療院ひまわりの里	笛吹市境川町前間田六十五番地十 シャトーリオン二百二号	平成二十三年十一月一日
たにあい整骨院	上野原市上野原五百十五番地十一	
アワーズ接骨院はり灸 院	甲府市荒川一丁目八番十八号豊栄 ビル百一	平成二十三年十一月五日
虹の郷M昭和	中巨摩郡昭和町西条三千七百九十 八番地一階	平成二十四年一月一日

● 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の医療機関から、事業を廃止した旨の届出があった。
平成二十四年十一月一日

山梨県知事 横内 正 明

名	称	所	在	地
梶山医院		甲府市德行二丁目三番二十号		
笠井医院		甲府市上石田一丁目三番十九号		
櫻林内科眼科医院		甲府市相生二丁目七番六号		

サンクルール石和クリニック	笛吹市石和町松本四百十六番地一
竹居医院	甲府市美咲一丁目十一番五号
わたなべ耳鼻咽喉科クリニック	大月市猿橋町藤崎五百三十四番地三
渡辺医院	大月市猿橋町猿橋百八十四番地
藤原胃腸科外科医院	甲府市伊勢二丁目十九番七号
川原医院	上野原市上野原千九百八十四番地
小宮山医院	甲府市池田二丁目三番二十号
すずき歯科クリニック	甲府市湯田一丁目十四番八号
石和武井歯科医院	笛吹市石和町川中島五百八番地
小松小児科医院	甲府市池田二丁目六番二十四号
株式会社ウエノウエノ塩部薬局	甲府市塩部四丁目八番十二号
みちだ歯科クリニック	甲府市大里町四千八十九番地二
米永薬局	甲府市下河原町二百三十一番地四
さいとう内科クリニック	甲府市下石田二丁目一番十五号
大和薬局甲府調剤	甲府市上石田二丁目二十番三号
日本調剤河口湖薬局	南都留郡富士河口湖町船津七千四百三十八番地
日本調剤ふじ吉田薬局	富士吉田市上吉田六千五百四十八番地
日本調剤つる薬局	都留市四日市場三百五十九番地九十二
日本調剤八幡薬局	山梨市北五百十四番地二

日本調剤塩山薬局	甲州市塩山下於曾千百三十一番地十六
日本調剤竜王薬局	甲斐市篠原千四百二十五番地六
日本調剤甲府薬局	甲府市和戸町六百八十五番地三
野村眼科医院	都留市四日市場八番地六
小川歯科医院	甲府市中央一丁目十二番三十三号
若葉クリニク	中央市浅利千六百八十六番地二
遠藤歯科	上野原市上野原二千八十五番地
鈴木歯科南甲府クリニック	甲府市住吉五丁目十九番七号

● 生活保護法に基づく指定施術機関の廃止の届出
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により指定した次の施術機関から、事業を廃止した旨の届出があった。
 平成二十四年十一月一日

山梨県知事 横内正明

虹の郷M住吉	甲府市住吉三丁目二十二番一号長田マンション二百一
ヤック鍼灸整骨院	甲府市酒折二丁目四番五号山梨学院大学古屋記念堂内
おおぞら整骨院	韮崎市龍岡町若尾新田五百五十七番地
虹の郷治療院昭和店	中巨摩郡昭和町西条五千四百四十二番地ビューハイ△野中百六

● 生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により指定した医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。
 平成二十四年十一月一日

山梨県知事 横内正明

変更前 社団法人富士五湖薬剤師会 救急調剤薬局 変更後 公益社団法人富士五湖薬剤師会救急調剤薬局	富士吉田市緑ヶ丘二丁目七番二十一号	名称
変更前 有限会社ハリーホック・フ アマシーあおい薬局 変更後 日本調剤つる薬局	都留市四日市場三百五十八番地二	名称
変更前 山梨県都留児童相談所子どもメンタルクリニック 変更後 山梨県立こころの発達総合支援センター都留クリニック	都留市田原三丁目五番二十四号	名称
変更前 アイ薬局下吉田店 変更後 日本調剤昭和道薬局	富士吉田市下吉田千五百五十番地三	名称
変更前 アイ薬局南アルプス店 変更後	南アルプス市在家塚六十七番地一	名称

変更前 富士薬剤センター山梨八幡	変更前 富士薬剤センター竜王店 変更後 日本調剤竜王薬局	訪問看護ステーションあらぐさ	変更前 ふじ薬局甲府和戸店 変更後 日本調剤甲府薬局	変更前 ふじ薬局河口湖店 変更後 日本調剤河口湖薬局	変更前 アイ薬局勝山店 変更後 日本調剤アイ薬局	山梨県立こころの発達総合支援センター甲府クリニックス	変更前 山梨県中央児童相談所子どもメンタルクリニック 変更後 山梨県立こころの発達総合支援センター甲府クリニックス	日本調剤南アルプス薬局
山梨市北五百十四番地二	甲斐市篠原千四百二十五番地六	変更前 南アルプス市桃園三百四十番地 変更後 南アルプス市桃園三百七十七番地二	甲府市和戸町六百八十五番地三	南都留郡富士河口湖町船津七千四百三十八番地	南都留郡富士河口湖町勝山四千五百八十番地六		甲府市北新一丁目二番十二号	
名称	名称	所在地	名称	名称	名称		名称	

池谷薬局	天野歯科医院	天野医院	天野医院	変更前 医療法人財団加納岩山梨リハビリテーション病院 変更後 社会医療法人加納岩山梨リハビリテーション	変更前 ウエルシア薬局ナカヤ大里店 変更後 ウエルシア薬局大里店	変更前 富士薬剤センター塩山店 変更後 日本調剤塩山薬局	変更前 日本調剤八幡薬局	店
変更前 富士吉田市下吉田五百七十五番地二 変更後 富士吉田市下吉田五丁目十一番三号	変更前 富士吉田市下吉田二十五番地 変更後 富士吉田市下吉田二丁目三番七号	変更前 富士吉田市下吉田三百九十番地 変更後 富士吉田市下吉田一丁目七番十九号	変更前 富士吉田市下吉田三百九十番地 変更後 富士吉田市下吉田一丁目七番十九号	笛吹市春日居町小松八百五十五番地	甲府市大里町千八百三十四番地	甲州市塩山下於曾千百三十一番地十六		
所在地	所在地	所在地	所在地	名称	名称	名称		

大戸耳鼻咽喉科医院	変更前 富士吉田市下吉田五百七十五番地一 変更後 富士吉田市下吉田五丁目十一番七号	所在地
有限会社かえで薬局下吉田店	変更前 富士吉田市下吉田千九百四十二番地 変更後 富士吉田市下吉田五丁目十八番二十四号	所在地
訪問看護ステーションにんじん上野原	変更前 上野原市上野原二千四百二十四番地一 変更後 上野原市上野原五百二十二番地	所在地
医療法人桃花会いちのみや訪問看護ステーション	変更前 笛吹市一宮町坪井千七百五十四番地 変更後 笛吹市一宮町坪井千七百三十七番地四	所在地
角田医院	変更前 富士吉田市下吉田七百九十一番地三 変更後 富士吉田市下吉田四丁目十七番二号	所在地
幸町歯科	変更前 富士吉田市下吉田二千二十五番地 変更後 富士吉田市下吉田五丁目三十番十一号	所在地
佐藤医院	変更前 富士吉田市下吉田七百二十七番地五 変更後 富士吉田市下吉田四丁目十三番十七号	所在地
株式会社住吉薬局	変更前	所在地

すみれ薬局下吉田店	変更前 富士吉田市下吉田七百九十一番地 変更後 富士吉田市下吉田四丁目十七番三号 トブキビル一階五号	所在地
皆春堂田辺医院	変更前 富士吉田市下吉田四百十九番地 変更後 富士吉田市下吉田二丁目十四番二十八号	所在地
田辺歯科医院	変更前 富士吉田市下吉田千五百五十五番地 変更後 富士吉田市下吉田一丁目三番十二号	所在地
中央医院	変更前 富士吉田市下吉田千七百二十五番地 変更後 富士吉田市下吉田二丁目十九番六号	所在地
中央薬局	変更前 富士吉田市下吉田七百二十九番地 変更後 富士吉田市下吉田四丁目十三番十五号	所在地
内藤医院	変更前 富士吉田市下吉田八百二十七番地 変更後 富士吉田市下吉田三丁目九番十三号	所在地
永島歯科医院	変更前	所在地

富士歯科診療所	変更前 富士吉田市下吉田五百二十三番地 変更後 富士吉田市下吉田五丁目十五番十九号	所在地
蓬萊整形外科	変更前 富士吉田市下吉田千五十一番地 変更後 富士吉田市下吉田一丁目三番二十一号	所在地
保坂内科クリニック	変更前 富士吉田市下吉田千七百七十三番地 変更後 富士吉田市下吉田五丁目二十五番二十号	所在地
マール歯科	変更前 富士吉田市下吉田百六十五番地 変更後 富士吉田市下吉田四丁目七番二十二号	所在地
マルナカ薬局	変更前 富士吉田市下吉田二百五十一番地 変更後 富士吉田市下吉田四丁目一番八号	所在地
有限会社丸善薬局	変更前 富士吉田市下吉田一番地	所在地

みのり薬局月江寺通り店	変更前 富士吉田市下吉田八百二十八番地 変更後 富士吉田市下吉田三丁目十一番一号	所在地
よつば薬局下吉田店	変更前 富士吉田市下吉田千四十番地二 変更後 富士吉田市下吉田一丁目三番二十号	所在地
よねやまクリニック	変更前 富士吉田市下吉田千九百四十六番地五 変更後 富士吉田市下吉田五丁目二十二番五十一号	所在地
渡辺歯科医院	変更前 富士吉田市下吉田千三十一番地 変更後 富士吉田市下吉田三丁目四番一号	所在地
渡辺薬局	変更前 富士吉田市下吉田三百十五番地 変更後 富士吉田市下吉田三丁目十二番十六号	所在地

● 生活保護法に基づく指定施術機関の変更の届出
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により指定した施術機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。
平成二十四年十一月一日

山梨県知事 横内 正明

名	称	所	在	地	変更事項
---	---	---	---	---	------

変更前 株式会社ふれあい在宅マツ サージ増穂出張所 変更後 株式会社フレアス増穂出張 所	南巨摩郡富士川町青柳町五百三十九番 地一	名称
変更前 株式会社ふれあい在宅マツ サージ吉田出張所 変更後 株式会社フレアス吉田出張 所	富士吉田市新西原二丁目十九番十七号	名称
変更前 株式会社ふれあい在宅マツ サージ明野出張所 変更後 株式会社フレアス明野出張 所	北杜市明野町上手五百四十五番地一	名称
変更前 株式会社ふれあい在宅マツ サージ甲府出張所 変更後 株式会社フレアス	甲府市下石田二丁目十番五号	名称
変更前 努接骨院 変更後 有限会社努接骨院	変更前 富士吉田市下吉田千二百四十番地一 変更後 富士吉田市下吉田一丁目二十番五号	名称及び所 在地
良接骨院	変更前 富士吉田市中吉田四丁目四番十八号 変更後 富士吉田市下吉田五丁目三十二番十三	所在地

渡辺整骨院	号	所在地
変更前 富士吉田市下吉田千七百五十番地 変更後 富士吉田市下吉田五丁目二十四番十四 号	号	
変更前 わんや接骨院 変更後 ワンヤ接骨院	変更前 富士吉田市下吉田五千二百二十四番地一 変更後 富士吉田市下吉田一丁目十三番三十一 号	名称及び所 在地

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十
 条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、
 通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十四年十一月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市大和町日影字足沢九三二の二	小澤文夫
甲州市大和町田野字曲沢一一二の一から一一二 の三まで	手塚和夫、古屋勉、三品芳郎
甲州市大和町初鹿野字東山四一一六（次の図に示す 部分に限る。）	古屋滋
甲州市大和町初鹿野字片手回四二五九（次の図に示 す部分に限る。）	有賀國造

甲州市大和町初鹿野字宇とふ沢四九八九（次の図に示す部分に限る。）	手塚富恵
甲州市大和町初鹿野字宇とふ沢四九九〇（次の図に示す部分に限る。）	平山為雄

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

甲州市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年十月十一日山梨県告示第三百五十四号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年十一月一日

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方
山梨県知事 横 内 正 明

甲州市大和町日影字大ノ平六三五、六四〇	石原彦太郎
指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方

甲州市大和町日影字鬼久保一三三、一三三四

手塚定雄

甲州市大和町鶴瀬字八久保六五八

塩野禎隆

甲州市大和町鶴瀬字芝原七五六の二、字徳波川西二六五の二

天野幸作、天野袈裟雄、天野治兵衛、小澤萬助、笠井七左衛門、佐藤定吉、佐藤富太郎、佐藤ふく江、佐藤福太郎、塩野常次郎、塩野忠造、辺藤とら、天野富藏、天野文三郎、小池安太郎、佐藤輝吉、塩野栄次郎、塩野喜作、塩野慶閑、塩野源甫、塩野さと、塩野利十郎、塩野政吉、田村美晴、天野吾六

甲州市大和町初鹿野字火造口一〇九

小池逸郎

甲州市大和町初鹿野字観音沢三九七三の二、四〇三八の二

上矢宝作、佐藤茂、高野貞雄、高野勝平、山崎勝芳

甲州市大和町初鹿野字宝沢四九一三の四から四九一三の七まで

佐藤高春、三橋勇

甲州市大和町初鹿野字宝沢四九一七の一

手塚正郎

甲州市大和町初鹿野字宝沢四九一八

小沢実

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

甲州市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年十月十一日山梨県告示第三百五十五号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年十一月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所 甲州市勝沼町深沢字沢頭沢三七四二、三七六三の一、三七六三の二	通知の相手方 佐藤徳雄
--	----------------

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
甲州市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年十月十五日山梨県告示第三百六十七号

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十四年十月十八日付で東京都水道局水源管理事務所から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十四年十一月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 数値撮影（デジタル）及び写真地図作成（デジタルオルソ）

二 作業期間 平成二十四年四月二十日から平成二十四年九月十二日まで

三 作業地域 北都留郡丹波山村、小菅村（一部）及び甲州市（一部）

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十四年十一月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類及び名称

甲府都市計画道路事業三・三・一号 和戸町竜王線

二 施行者の名称

山梨県

三 事務所の所在地

山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所

四 事業地の所在

収用の部分 山梨県甲府市朝氣一丁目、城東二丁目及び中央五丁目地内
使用の部分 なし

企業局

山梨県企業局管理規程第八号

山梨県菅石和温泉給湯規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年十一月一日

山梨県公営企業管理者 後 藤 雅 夫

山梨県営石和温泉給湯規程の一部を改正する規程

山梨県営石和温泉給湯規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第四項中「納入通知書又は領収書兼納入通知書（第十号様式）」を「その結果を附記した納入通知書（第十号様式）又は温泉使用料口座振替通知書（第十号様式の二）」に改める。

第九号様式中

設置取替年月日	口径	異動年月日	基本給湯量	口径	異動年月日
47.10.1		47.10.1			47.10.1
	契約口径数				

を

設置・取替年月日	口径	異動年月日	基本給湯量	口径	異動年月日
	契約口径数				

に改め、同様式の（注）を削る。
第十号様式を次のように改める。

第10号様式(第19条関係)

平成 年度 -

山梨県企業局

納入通知書・領収書

下記金額を納入してください。

納入期限 平成 年 月 日

納入場所 山梨中央銀行本店・支店、山梨信用金庫本店・石和支店、山梨県
民信用組合本店・石和支店、笛吹農業共同組合石和支所・岡部支
所、甲府信用金庫本店・笛吹支店・石和支店

款	温泉事業収益
項	営業収益
目	温泉供給収益
節	温泉供給料金

平成 年 月 日

石和温泉管理事務所長

会 計	温泉事業会計
所 属	石和温泉管理事務所
内 容	平成 年 月分温泉使用料
住 所	
氏 名	様
金 額	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)

上記の金額を領収しました。

前月指針	円	領 収 印
本月指針	円	
使用量	円	
契約口数	円	
基本給湯量	円	
超過給湯量	円	
基本料金	円	
超過料金	円	
請求金額	円	
検針年月日	平成 年 月 日	
検針印		

平成 年度 -

山梨県企業局

領収済通知書

款	温泉事業収益
項	営業収益
目	温泉供給収益
節	温泉供給料金

〒郵便番号
住所

様

会 計	温泉事業会計
所 属	石和温泉管理事務所
内 容	平成 年 月分温泉使用料
住 所	
氏 名	様
金 額	円

上記の金額を領収しましたので通知します。

領 収 印
山梨県企業局企業出納員 殿

平成 年度 -

山梨県企業局

金融機関控

款	温泉事業収益
項	営業収益
目	温泉供給収益
節	温泉供給料金

〒郵便番号
住所

様

会 計	温泉事業会計
所 属	石和温泉管理事務所
内 容	平成 年 月分温泉使用料
住 所	
氏 名	様
金 額	円

領 収 印

第十号様式の次に次の二様式を加える。



〒
住所

様

温泉使用料口座振替通知書

次のとおりご指定の口座より振替させていただきます。

契約者住所	
契約者氏名	

基本料金	超過料金	振替金額	振替予定日
円	円	円	

前月検針	本月検針	使用量

契約口数	基本給湯量	超過給湯量	検針年月日	検針印

〒 406-0024
山梨県笛吹市石和町川中島 1607
山梨県営石和温泉管理事務所長



第十八号様式中

給湯の記号及び番号 給湯貯蓄機番号	
----------------------	--

を

給湯の記号及び番号

に改める。

第十九号様式を削る。

付則

この規程は、公布の日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十九号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年十一月一日

山梨県人事委員会

委員長 小 保 二 也

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第十二教育委員会事務局本庁の項中 「企画調整主幹 新図書館建設室長」 を「企画調整主幹」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも

のである。

平成二十四年十一月一日

山梨県警察本部長 真 家 悟

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

映像ネットワークシステム 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成二十五年十月一日から平成三十年九月三十日まで

4 借入場所

山梨県警察本部長が指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

3 平成二十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十四年山梨県告示第三百一十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一條第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九條第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者と

みなす。

- 6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。
- 10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- 11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
- 12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。
- 13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次のアからエまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
 - エ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 三 入札手続等
 - 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五 二二三五 二二二二
 - 2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十四年十一月十五日（木）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の交付場所において交付する。

- 3 入札及び開札の日時及び場所
平成二十四年十二月十四日（金）午後二時 山梨県庁北別館五〇六会議室
 - 4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所
平成二十四年十二月十三日（木）午後四時までに山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当（郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。
 - 5 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行つた入札、入札条件に違反した者の行つた入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行つた入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - 6 落札者の決定方法
この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。
- 四 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十四年十一月二十六日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 その他

- (一) 落札者が契約締結までの間に「二に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured
Computer Systems for Yamanashi Prefectural Police Information Network, 1 Set

2 Date and time for tender
2:00PM December 14,2012

3 Bureau in charge
Information System Planning and Direction Section, Information Management Division, Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police
Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8586 Japan
TEL055-235-2121

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年十一月一日

山梨県警察本部長 真 家 悟

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

通信指令システム用機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部生活安全部通信指令課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十四年十月十五日

四 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社西東京支店 東京都立川市曙町二丁目二十番五号

五 落札金額

五億二千四百九十四万一千二百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十四年九月三日